

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月20日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13282

研究課題名(和文) 訳官使と通信使の統合的研究 儀礼の空間とモノを媒介として

研究課題名(英文) Research for integrated understanding of historical character of two different diplomatic mission

研究代表者

池内 敏 (IKEUCHI, Satoshi)

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：90240861

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：美術作品が幕府・諸大名および外国人使節の接待にとって重要であった。とりわけ雪舟画が共通して重要視されていたという特色があった。日朝関係史における中国文化の影響の大きさに深い留意が必要である。同様にして近世の日本人と朝鮮人の交流がともに中国文化を背景とする共感に支えられていることに留意する必要がある。柳川一件の歴史的評価は改められる必要がある。それらを踏まえて近世日本をとりまく東アジア国際秩序の通説的理解は改めて検討し直す必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

柳川一件を経て新たに導入された以酹庵輪番制、徳川将軍を日本国大君と称すること、これらの史実をもって幕府が朝鮮外交に積極的に介入できるようになったとか、徳川将軍を朝鮮国王よりも上位に位置づける国際秩序が新たに確立した、とする通説的理解の成り立たないことが本研究を経て明瞭となった。そうである以上は、17世紀における東アジア国際秩序に関する先行研究の枠組みを再検討する必要がある。その際に、当時における幕府朝鮮外交の「政策」を具体的に知りうる諸事例を踏まえ、それら政策意図等をも併せ考えながら17世紀の国際秩序について再考と再構成が求められるであろう。

研究成果の概要(英文)：(1) Art works were important for entertaining places of the Shogunate and various daimyos, and also important for entertaining places of foreign envoys. Especially in such places, there was a feature that the works of Sesshu were regarded as common. (2) In the cultural exchange between Japanese and Korean, the influence of Chinese culture was great. (3) The historical evaluation of the Yanagawa case needs to be revised. (4) Based on them, it is necessary to reconsider the common understanding of the East Asian international order in the modern era.

研究分野：近世日朝関係史

キーワード：訳官使 朝鮮通信使 雪舟 柳川一件 明清交替 東アジア国際秩序

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近世日朝関係史研究において朝鮮通信使の研究は重要な位置を占めている。しかしながらその研究は、A 政治的に概括的な分析を行うものか、B 日本観・朝鮮観や服飾・食事等々を論じる聊か趣味嗜好に偏した分析へと二極分解しているのが現状である。そしてこれら両者の研究には共通する方法的欠陥がある。それは研究にあたって朝鮮通信使の日記や詩文類に過度に依存するばかりで、その制度史的背景や使節一行の動向を客観的に分析する際に必須ともいえる対馬藩政資料をほとんど活用できていないという点である。また、朝鮮通信使の日記の活用についても、これまで日記中のエピソードを重視するばかりで、書かれた内容について客観的に精査する研究は極めて少なかった。さらに朝鮮通信使よりもはるかに頻りに日朝間を往来した訳官使については、これまで日本での研究はほとんど深められずに放置されてきた。

### 2. 研究の目的

前述の如く日本における訳官使研究はほとんど行われたい状況にあったから、訳官使と通信使を比較検討するという視点すら生じなかった。したがって本研究は、

(1) 訳官使にかかわる史料収集を行って、訳官使にかかわる個別実証を進めることで訳官使なる外交使節の基礎的な史実の確定を進めること、

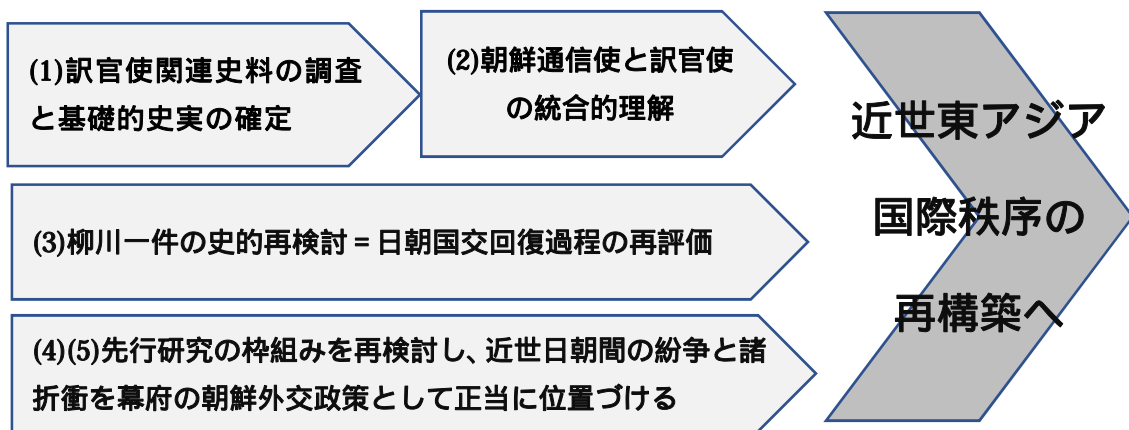
(2) その上に立って、訳官使と通信使を外交儀礼という共通の土俵において再評価し、朝鮮から幕府に派遣された公的な外交使節として両者を統合的に理解する。

また、後述するように本研究を進める過程で、

(3) 柳川一件について史的再検討を進める必要に迫られることとなり、その作業は、

(4) 17 世紀（やや幅広く取れば 16 世紀末～18 世紀初頭）における東アジア国際秩序に関する先行研究の枠組みを再検討することを要請することとなった。その場合、これまで 17 世紀東アジア国際秩序の検討は基本的に日朝関係史研究を主軸として進められ、しかも朝鮮国王・徳川将軍間の外交文書（国書）や朝鮮通信使などの国家間外交使節を素材として組み立てられてきた点に特徴がある。しかしながら、近世日朝間における漂流・漂流民送還制度や日朝国境海域における漁業活動を素材に日朝関係史研究を積み重ねてきた本研究の研究代表者の視点からすると、従前の議論の組み立て方はいかにも粗く、日常的な日朝交渉（漂流民送還や漁業活動をめぐる紛争処理）における中央政府の政策動向をも議論に加えながら大枠としての国際秩序を組み立て直す必要があると感じられた。したがって、

(5) やや時期をやや幅広くとって近世から近代にいたる日朝間の漁業問題をも併せ検討し、その問題を中央政府の対外政策の一環として理解することが求められた。



### 3. 研究の方法

(a) 訳官使に関わる先行研究は大場生与の修士論文を除くと日本にはほぼ存在せず、もっぱら韓国人研究者によって進められてきた。その際、韓国人研究者は朝鮮王朝側史料に依拠しながら研究を進めてきた。一方で、対馬藩政史料中に訳官使関係史料が膨大に伝来するものの、それがくずし史料ということもあって韓国人研究者はほぼ利用できないまま放置されてきた。前述の大場もまた対馬藩政史料中の日記類の検討を通じて分析を行ったのであり、訳官使関係の簿冊についてはまったく手を付けなかった。そこで、こうした訳官使関連の簿冊類をできるかぎり悉皆調査する。関連史料の保存機関は長崎県立対馬歴史民俗資料館と大韓民国国史編纂委員会であり、東京大学史料編纂所および国立国会図書館にもその周辺史料が保管されているので、これらの機関で史料調査を行う。[ 研究目的(1)(2) ]

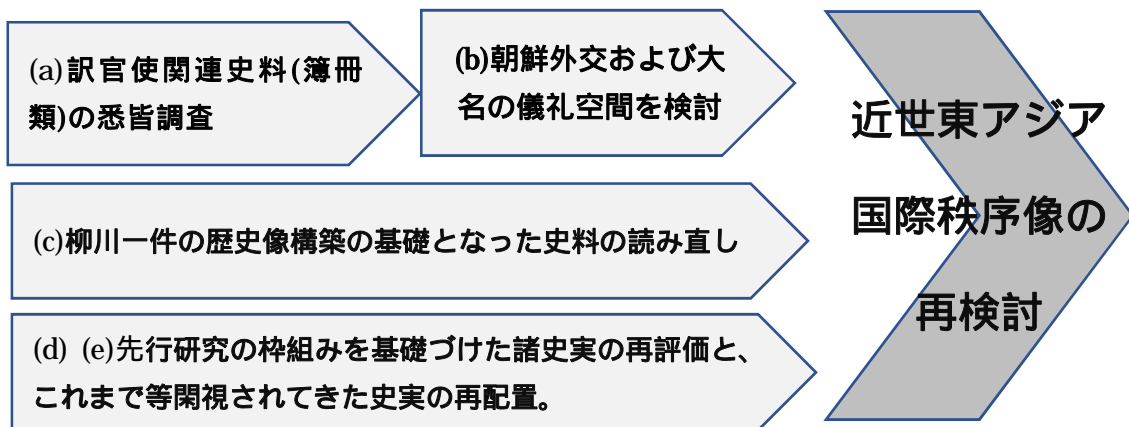
(b) 対馬藩の国元藩邸で訳官使・通信使の接待儀礼が行われた。まず第一に、その折の儀礼空間の構成について、掛軸や柵飾りおよび儀礼の場で挙行された芸能興行の具体相をひとつひとつ明らかにし、またその空間で実際に行われた儀礼的行為の所作をも併せ

追究し、訳官使接待と通信使接待との異同を比較検討する。次いで、これら外交使節に対する儀礼を適正に評価するためにも 対馬藩内部の儀礼（たとえば正月朔日の儀礼）における「ソフト面」と比較する。そしてさらに諸大名における類例との比較検討をも行い、近世における外交儀礼の特殊性と普遍性について検討する。したがって、諸大名の事例検討を具体的に行うために、鳥取藩池田家の史料（国元家老日記・江戸藩邸日記等々）について鳥取県立博物館で調査を行い、比較検討に資するよう努める。[ 研究目的(2) ]

(c)柳川一件の歴史像を再構築するために関連史料を調査する。大韓民国国史編纂委員会、東京大学史料編纂所および国士舘大学に所蔵された史料の調査を行う。[ 研究目的(3) ]

(d) [ 研究目的(4) ] はいわば総括的作業であり、必ずしも本研究の年度内に完結させることを目指すものではない。先行研究の提示する枠組みに矛盾のあることを具体的に指摘し、その克服と新たな枠組み構築へ向けての路程表を作成することを目指す。

(e)日朝国境海域における漁業紛争として具体的に現れるのは竹島（鬱陵島）漁業の問題である。関連史料は鳥取県立博物館、島根県公文書センター等に保管されるから、これらの調査を行う。[ 研究目的(5) ]



#### 4. 研究成果

(1)訳官使にかかわる史料収集 [ 研究目的(1)、方法(a) ] については、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵分については、ほぼすべてに近い程度まで収集を終えた。ただし、同館が 2017 年 3 月末をもって現地建て替えのために閉館となり、2 年たった現在も開館に到っていないから、追加収集や収集資料の内容点検は叶わない。また、大韓民国国史編纂委員会収蔵分についてはマイクロフィルムからの複写収集を、おおよそ収蔵分の半数程度までは行いきった。何分にも資料が膨大なので悉皆調査を達成するまでには到らなかった。

しかしながら、そうはいいながらも、既収集分を活用して対馬藩国元藩邸における訳官使接待儀礼の中核部分について、近世初頭から近世後期に到る事例については整理を行い、床間に飾られた美術工芸品の変遷の概要を示した [ 雑誌論文、学会発表、図書 ] とくに、対馬藩が所蔵していた掛軸の所蔵目録が年次を異にして数冊残されており、それら異なる年次ごとに上記の接待儀礼で実際に使用された掛軸と対照させる作業をも行った。そのような作業を行ってみると、対馬藩国元における接待儀礼において、17 世紀半ばに雪舟画を多用する傾向があるが、それはほかにも中国画や狩野派の作品がありながら敢えて雪舟画を選択していたことが明瞭となる。

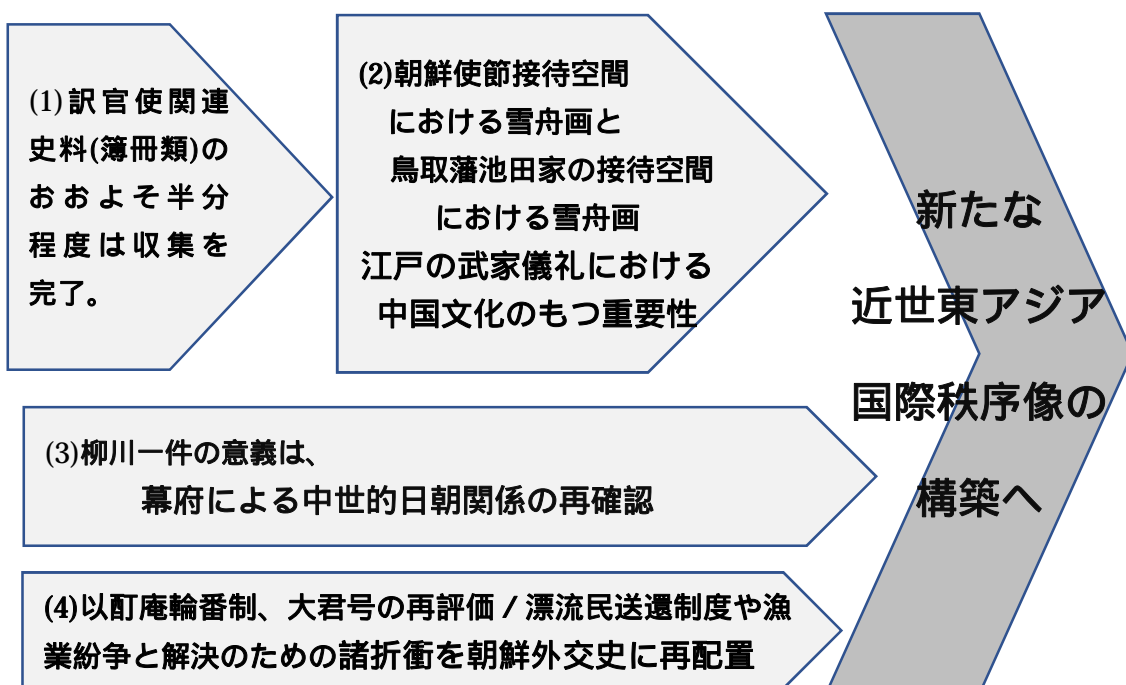
一方、鳥取藩池田家の初代・2 代藩主の時期（17 世紀半ば）を中心に、鳥取藩江戸藩邸で催された様々な会合に際して床間に掛けられた掛軸の画題を見ると、やはりここでも雪舟画が選択されているような傾向が窺える [ 方法(b)、雑誌論文 ] また、鳥取藩の事例によれば、それら名物ともいふべき美術品を準備することが、他大名・旗本等を招待する際の馳走行為にあってはたいへん重要であったことが分かる。また、萩藩は雪舟の大作「山水長巻」を所持していたが、幕府の命令で江戸まで運び、狩野派絵師によって模本が作成されている。同様に鳥取藩は「酒呑童子草紙」の優品を所持していたことが知られていたようであり、これも同様に幕府絵師によって模本が作成された。美術作品が幕府・諸大名および外国人使節の接待にとって重要であったこと、しかもそのなかであって雪舟画が共通して重要視されていたことに本研究遂行過程で気づかされた。

(2)訳官使随行員・金弘祖の日記を分析し、18 世紀初めにおける訳官使と対馬藩士との具体的な交流の姿を描いた [ 雑誌論文、学会発表、図書 ] この訳官使に際しての日朝交流は、朝鮮通信使に際しての日朝交流とは異なる姿を見せてくれた。それは、距離の近さ遠さ、交流の蓄積の多寡の違いに基づく差である。訳官使の場合、

釜山での日常的な交流の蓄積を踏まえた点で、距離の近さと蓄積の豊かさを感じさせてくれる。それは近代以後の日朝交流を考える上で示唆的でもある。また、金弘祖は医術の素養（鍼）があり、日記中の記述を追うことで当時の中国・朝鮮・日本それぞれの鍼の技術に際のあることもまた教えられた。この点については、木浦大学校・二松学舎大学での口頭発表時[学会発表 ]に鍼の技術を実際に知っている研究者から教示を得ることができて有意義であった。そして、鍼の技術の背景には中国文化があり、研究成果(1)で述べた接待空間を飾る掛軸の画題にも中国文化との共通性が色濃く反映した。日朝関係史における中国文化の影響の大きさ、あるいは近世の日本人と朝鮮人の交流がともに中国文化を背景とする共感に支えられていることは深く留意されて良いと感じられる。

(3)柳川一件(その始まりをどこに求めるかは明確ではないが、終わりは1635年3月の将軍家光による親裁により柳川調興の流罪が決まった時点と見て良い)は、従来は近世日朝関係史の大きな転回点として把握されてきた。たしかに近世日朝関係史における節目であることには異論はない。しかしながら、この事件の背後には、朝鮮外交を対馬藩に委任する中世的方式を継続するか、それとも幕府直轄方式に変更するかの大きな議論があったとする先行研究は、本研究の結果、もはや成り立たなくなったと考える。要するに、柳川一件を経て、対馬藩を介在させる(=対馬藩に朝鮮外交を委ねる)中世的な朝鮮外交の方式が幕府によって公認されたことを本研究で明らかにした。その論証の詳細は[雑誌論文、学会発表 ]に譲りたいが、先行研究の論証における要所は、対馬藩の重臣柳川調興が藩主宗義成と対立して幕臣となろうとした、という点にあったが、本研究では「幕臣となろうとした」というのは史料の読み込み不足に由来する誤解であることを明確にした[方法(c)]

(4)(3)を踏まえると、柳川一件を経て新たに導入された以酹庵輪番制、徳川将軍を日本国大君と称すること、これらの史実をもって幕府が朝鮮外交に積極的に介入できるようになったとか、徳川将軍を朝鮮国王よりも上位に位置づける国際秩序が新たに確立した、とする先行研究の理解も成り立たないことが本研究を経て明瞭となった。そうである以上は、17世紀(やや幅広く取れば16世紀末~18世紀初頭)における東アジア国際秩序に関する先行研究の枠組みを再検討する必要がある。その際に、研究の目的(4)で述べたように、先行研究は東アジア国際秩序を論じる際に、関係する様々な外交折衝事案に細かな留意をしてこなかった。外交折衝事案としてどこからどこまでを含ませて国際秩序の再構成を考えるかは要検討だが、少なくとも国家間交渉にまで到達した竹島(鬱陵島)漁業紛争は含めても不当ではあるまい[方法(d)(e)]。これまで竹島(鬱陵島)漁業紛争は領土問題に引きつけて理解されがちで、17世紀日朝交渉史の推移の中に正當に位置づけられてこなかったように感じられる。しかしながら、たとえば元禄竹島一件交渉に締めりを付けた老中阿部正武の判断(拙著『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会、2012年、同『竹島 もうひとつの日韓関係史』中公新書、2016年)などは、当時における幕府朝鮮外交の「政策」を具体的に知らしめてくれるものである。そうした政策意図等をも併せ考えながら17世紀の国際秩序について再考と再構成ができたらと考える。



【略年表】

1592 - 98 壬辰戦争 (文禄慶長の役)	1605 徳川家康国書	
	1607 回答兼刷還使 (第1回朝鮮通信使)	
	1617 " (第2回 " )	
1618 - 21 後金・明の戦闘		日朝国交回復期
	1624 " (第3回 " )	
1627 丁卯胡乱	<b>1635 柳川一件</b> 大君号の制定、以酏庵輪番制の導入	
1636 丙子胡乱	1636 朝鮮通信使 (第4回)	
1637 - 38 島原の乱	1643 朝鮮通信使 (第5回)	
1644 明朝滅亡 (清朝建国) 明清交替期	1655 朝鮮通信使 (第6回)	
1662 鄭成功の台湾占拠		
1673 - 81 三藩の乱		
1683 遷海令	1682 朝鮮通信使 (第7回)	
1689 長崎唐人屋敷		

(5) 上記略年表に示された如く、17世紀東アジアは各地での戦乱の連鎖が地域を覆うような時期であり、その後半に明清交替が実質的に行われた。この明清交替を経て東アジアの国際秩序は明中心のものから清中心のものへと変貌を遂げた。そうした東アジア国際秩序に対し、徳川政権は中国(明清)中心の国際秩序から距離を置き、むしろ別途、日本を中心とした国際秩序を構成したとするのが先行研究の理解である。そして、そうした日本中心の東アジア国際秩序形成の端緒となったのが柳川一件だったと理解されてきた。しかしながら、上記略年表にも明らかなように、明清交替の中心的な時期と柳川一件の時期とのあいだにはズレがあり、既存の説明とは矛盾を来すと思われる。ここに柳川一件の歴史的再評価が、東アジア国際秩序の再構成と連動することの必然性が見いだせる。本研究ではそうした再構成の端緒を得たのであり、その具体化は、ひきつづく科研費の研究課題に引き継がれる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 7 件)

池内敏 「「老中の内意」考」『日本史研究』682号(2019年6月)掲載予定、査読あり。

池内敏 「倭館と対馬府中 近世日朝交流の結節点」『歴史と地理』722、38 - 45 頁、2019年、査読なし。

池内敏 「十七世紀竹島漁業史のために」『名古屋大学人文学研究論集』2、351 - 369 頁、2019年、査読なし。

池内敏 「「柳川一件」考」『歴史の理論と教育』152、19 - 42 頁、2019年、査読あり。

池内敏 「江戸の鳥取藩 光仲・綱清期における」『鳥取藩研究の最前線』、2017年、査読なし。

池内敏 「訳官使の接待空間」『HERITEX』2、34 - 48 頁、2017年、査読なし。

池内敏 「十八世紀対馬における日朝交流」『名古屋大学文学部研究論集』63、89 - 115 頁、2017年、査読なし。

[学会発表](計 5 件)

池内敏 「筆談記録としての通信使記録」国際シンポジウム「近世東アジア地域における医師の国際移動や学術交流 医学関係の筆談記録を中心に」二松学舎大学、2018年

池内敏 「柳川一件の歴史的な前提」国際シンポジウム「日本・朝鮮・中国(明清)三国の比較という視点」鳥根県立大学、2018年 池内敏 「江戸時代ひとつひとつの日韓交流 二つの事例」国立台湾大学日本研究中心、第33次学術講演会、国立台湾大学、2017年

池内敏 「訳官使と朝鮮通信使」国際シンポジウム「訳官使・通信使とその周辺」、名

古屋大学、2018年

池内敏「訳官使の接待空間」韓国国立木浦大学校・名古屋大学大学院生2017年度研究交流集会招待講演、韓国国立木浦大学校人文大学、2017年

池内敏「江戸時代ひととひととの日韓交流 二つの事例」国立台湾大学日本研究中心、第33次学術講論会、国立台湾大学、2017年

〔図書〕(計 2 件)

池内敏『日本人の朝鮮観はいかにして形成されたか』講談社、1 - 332 頁、2017 年、査読なし。

池内敏『絶海の碩学 近世日朝外交史研究』名古屋大学出版会、1 - 552 頁、2017 年、査読なし(ただし科研費による出版助成を受けての刊行)

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

国際シンポジウムの共催(4回)

<https://sites.google.com/view/east-eurasia/symposium>

「16 - 19 世紀東アジア国際関係史研究の可能性」名古屋大学、2019 年 2 月 15 日

「日本・朝鮮・中国(明清)三国の比較という視点」島根県立大学、2018 年 11 月 16 日

「近世東アジアの使節往来と意思疎通」韓国・西江大学校、2018 年 10 月 19 日

「訳官使・通信使とその周辺」名古屋大学、2018 年 9 月 7 日

## 6. 研究組織

(1) 研究分担者

(2) 研究協力者

上記いずれもとくになし。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。